平成２７年（フ）第１４６号
佐賀市鍋島町大字八戸1394番地１　ユメックスマンション鍋島904
債務者　橋口　理香（旧姓松田）
１　決定年月日時　平成27年７月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
　　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８６号
大分県臼杵市野津町大字白岩1561番地の２
債務者　川野　輝実
１　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１８５号
大分市花江川１番36号　プラザ・ド・ヴェールＡ202
債務者　**廣**瀬　直史
１　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２１６号
大分市高松１丁目８番14号　第２宮崎ビル306
債務者　山下　則之（旧姓山内）
１　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１１３号
秋田市外旭川八柳１丁目４番11号
債務者　川尻　英保
１　決定年月日時　平成27年７月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
　　秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２０号
秋田市土崎港東２丁目８番９号
債務者　佐藤　良子
１　決定年月日時　平成27年７月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
　　秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２１号
山形県最上郡最上町大字若宮813番地
債務者　中島　　忍
１　決定年月日時　平成27年７月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
　　山形地方裁判所新庄支部

平成２７年（フ）第７２号
富山県中新川郡上市町広野266番地１
債務者　三室　由美
１　決定年月日時　平成27年７月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
　　富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８３号
富山市千歳町２丁目４番15号、前住所富山市常盤台34番11号
債務者　ｍａｎｄｙこと　澤井　　誠
１　決定年月日時　平成27年７月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
　　富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１号
山梨県南都留郡鳴沢村10444番地116
債務者　小川江美子
１　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
　　甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第２０号
島根県江津市二宮町神主口335番地
債務者　小川　秀治
１　決定年月日時　平成27年７月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
　　松江地方裁判所浜田支部

平成２７年（フ）第２１号
島根県江津市二宮町神主口335番地
債務者　小川　葉子
１　決定年月日時　平成27年７月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
　　松江地方裁判所浜田支部

平成２７年（フ）第２５号
高知県高岡郡佐川町永野2803番地
債務者　森田　豊史
１　決定年月日時　平成27年７月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
　　高知地方裁判所須崎支部

平成２７年（フ）第２２９号
千葉県松戸市根本240番地の２　メゾン根本201号
債務者　當間　　歩
１　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
　　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２５１号
千葉県松戸市常盤平４丁目16番地　常盤平公団住宅Ｅ街区13棟403号
債務者　下浦　允久
１　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
　　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第９５号
和歌山県岩出市森139番地、居所大阪府泉佐野市上之郷1352―１レオパレス上之郷108号室
債務者　近畿クリーンサービスこと　野上　勝生
１　決定年月日時　平成27年７月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１４４号
和歌山市納定51番地の10　ビルロート202号
債務者　瀬田建設こと　瀬田　哲嗣
１　決定年月日時　平成27年７月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係